

議案第13号

読谷村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

読谷村営住宅設置及び管理条例（平成9年読谷村条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 駐車場の管理

（使用者の資格）

第50条の2 村が共同施設として整備した駐車場（以下「駐車場」という。）を使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる条件を満たす者でなければならない。

- (1) 当該村営住宅の入居者又は同居者であること。
- (2) 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。
- (3) 第43条第1項第1号から第5号まで及び第7号のいずれの場合にも該当しない者であること。

（使用の申込み及び決定）

第50条の3 入居者は、前条に規定する条件を満たす者で、駐車場を使用することを希望する場合、その入居者は駐車場の使用の申込みをすることができる。

2 村長は、前項の使用の申込みについて使用の決定をした場合は、その旨を通知するものとする。

（駐車場の使用料）

第50条の4 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料以下で、村長が定める。

2 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、駐車場の使用料を変更することができる。

- (1) 物価の変動等に伴い、駐車場の使用料を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 駐車場について改良を施したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要があると認めるとき。

(使用の決定の取消し等)

第50条の5 村長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合において、駐車場の使用の決定を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為により使用の決定を受けたとき。
- (2) 駐車場の使用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意に毀損したとき。
- (4) 正当な理由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。
- (5) 第50条の2に規定する使用者の資格を失ったとき。
- (6) 前各号に掲げるほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定については、第43条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「村営住宅」とあるのは「駐車場」と、同条第2項中「入居者」とあるのは「使用者」と、同条第3項中「第1項第1号」とあるのは「第50条の5第1項第1号」と、「入居した」とあるのは「使用した」と、同項及び同条第4項中「家賃」とあるのは「駐車場の使用料」と読み替えるものとする。

(駐車場の使用手続等)

第50条の6 駐車場の使用手続その他駐車場の使用に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月2日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實